

第2節 賃金・所得への影響

前節では、感染症による雇用への影響を考察したが、本節では、雇用とともに国民生活に密接な賃金・所得への影響を分析する。また、近年、女性の就業の進展により、配偶者の有業率が上昇しており、家計所得への影響を分析する。

1 賃金への影響

(業種別では宿泊・飲食業を中心に、個人向けサービス業での落ち込みが大きい)

毎月の支給給与である現金給与総額については、2020年5月に前年同月比で大きく減少した後、経済活動の再開に伴ってマイナス幅を縮小しつつあったが、11月、12月は冬の賞与の減少が下押ししたこと、マイナス幅は拡大した(前掲1章第1-2-2図(5))。これを産業別にみると、労働時間の減少が大きい宿泊・飲食、生活関連サービス、運輸・郵便といった感染症の影響を大きく受けた業種において、4月から6月にかけて大きく減少した¹³。その後、10月まではマイナス幅は縮小傾向で推移したが、宿泊・飲食、生活関連サービス、運輸・郵便では回復が遅れ、12月は前年比で9~13%程度のマイナスとなっている。他方、医療・福祉、卸売・小売等の業種では相対的にマイナス幅が小さくなっている(第2-2-1図(1))。

就業形態別にみると、4月、5月は一般労働者に比べてパートタイム労働者の落ち込みが大きかった。休業者は非正規雇用者、宿泊・飲食サービス業で割合が大きいことから(前掲第2-1-8図)、パートタイム労働者比率の高い宿泊・飲食、生活関連サービスで営業自粛や営業時間の短縮に伴う出勤日数減や労働時間減少が影響している¹⁴(第2-2-1図(2))。ただし、パートタイム労働者の現金給与総額は、6月、7月には前年同月比でプラスへと転じ、12月もプラスとなっており、2020年4月から大企業に導入された同一労働同一賃金に対応した給与制度等の改定によって、平均賞与額が増加したことも反映しているものと考えられる。

¹³ 生活関連サービス業では、6月に前年同月比でプラスとなっているが、これは、パートタイム労働者の特別給与(賞与)が前年同月に比べて152.4%増となったことが影響している。なお、同業では、2019年平均でパートタイム労働者比率は49.5%となっている。

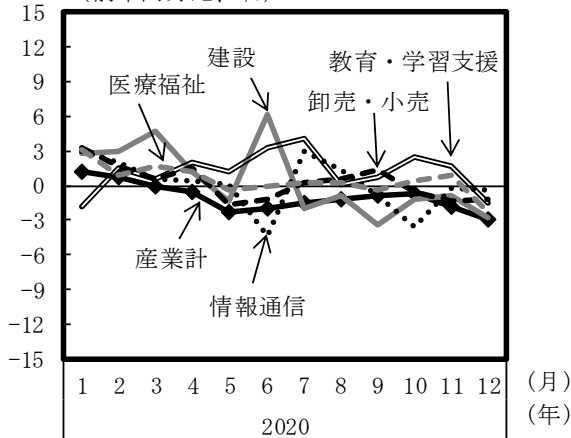
¹⁴ Fukui and Kikuchi (2020) では、求人情報から分析すると、感染症の影響を受けた2020年の4月、5月においても募集賃金に変動があった割合は10%程度と前年同期からほぼ変動はなく、賃金調整は極めて緩やかなものに止まっている、としている。

第2-2-1図 産業別、就業形態別の賃金（現金給与総額）の推移

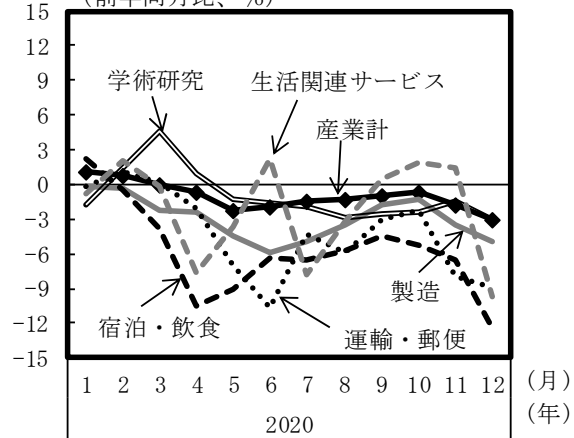
業種別では宿泊・飲食業を中心に個人向けサービス業での落ち込みが大きい

(1) 産業別

(前年同月比、%)

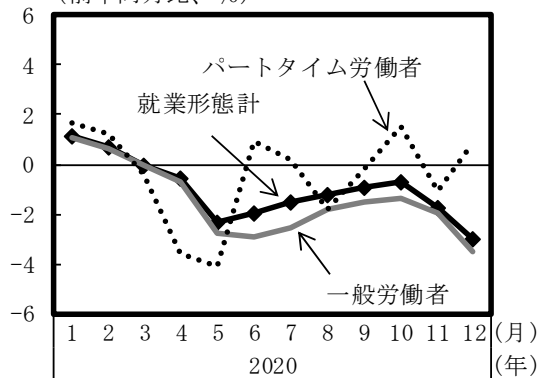


(前年同月比、%)



(2) 就業形態別

(前年同月比、%)



(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(低所得層が大きな影響を受けたが、対面サービス業を中心に中高所得層にも波及)

上記の現金給与総額は事業所単位の平均賃金であるが、就業者の側から見た収入を公益財団法人NIRA総合研究開発機構が2020年4月、6月及び12月に実施したアンケート調査から確認する。同アンケート調査では、1月から3月(4月調査)、3月から6月(6月調査)、6月から12月(12月調査)にかけての所得の増減を「大きく増加」、「増加」、「変化なし」、「減少」、「大きく減少」から回答することとなり、これらに一定の点数を加え、回答者の構成比を乗じることでDI化した。DIが50を下回ると所得が減少していることを意味し、前期に比べてDIが下落していると、減少テンポが加速していることを意味する。

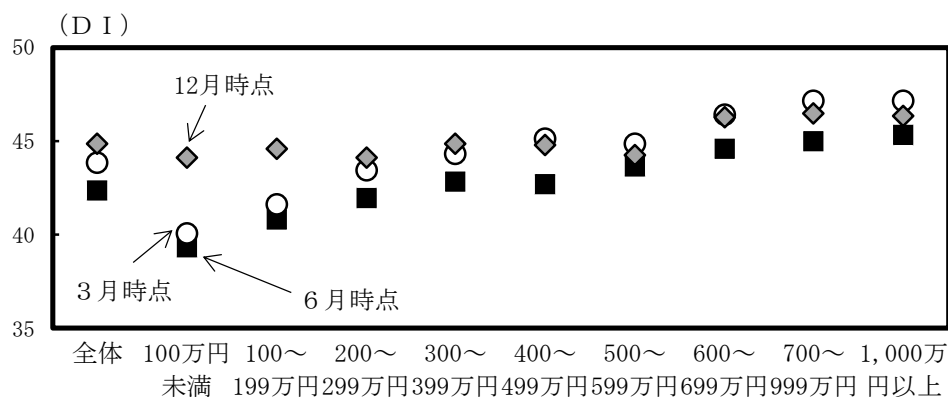
結果からは幾つかの含意を読み取ることができる。まず、所得階層別には、6月までは低所得者層ほどDIが低い傾向がみられた。ただし、3月から6月にかけては、年収階級で400万円以上の層のDIが相対的に低下している。他方、12月にかけて、低所得層のDIが相対

的に改善し、全体としてD Iの水準が平準化している。次に業種別には、飲食業・宿泊業のD Iが極めて低く、12月に改善したものの、依然として他の業種より影響を強く受けていることがうかがえる。また、3月から6月にかけては、卸小売業の低下が目立つ結果となっている。感染症の影響が大きいと思われる業種を対面サービス業としてまとめてD I動向をみると、6月までは低所得層ほどD Iが低い傾向にあったが、3月と6月の結果を比べると、年収400万円未満の層ではあまり変化がない一方、それ以上の層ではD Iが低下している。また、12月にかけては、低所得層の改善に比べて、中高所得層の改善幅が小さくなっている。対面サービス業では、パート・アルバイトとして就業する者の割合が比較的高いが、調査結果を踏まえると、当初、大きな影響を受けたパート・アルバイト層に加えて、フルタイム・正規社員においても、時短や休業、賞与等の削減を通じて、感染症の影響が所得面に波及しているものと推察される（第2-2-2図（1）～（3））。

第2-2-2図 所得階層別の収入の変化

低所得層が大きな影響を受けたが、対面サービス業を中心に中高所得層にも波及

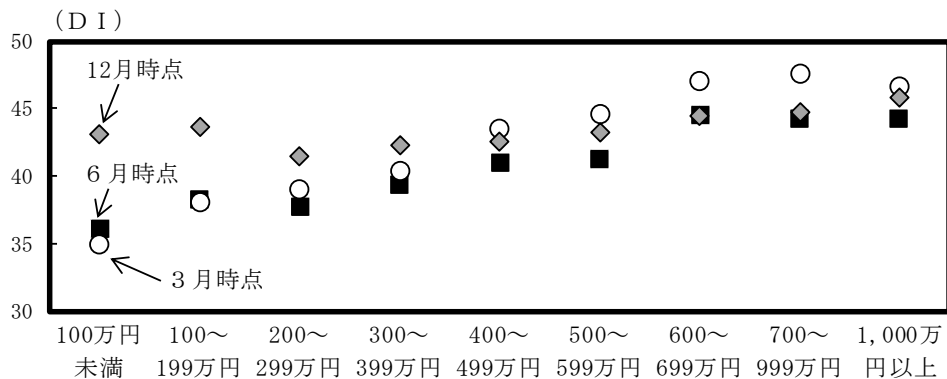
(1) 所得階層別の所得変化



(2) 産業別の所得変化



(3) 所得階層別にみた対面サービス業の所得変化



- (備考) 1. 大久保敏弘・NIRA総合研究開発機構「テレワークに関する就業者実態調査」を基に、NIRA総合研究開発機構が作成したデータにより作成。
 2. DIは、所得変化に対する5段階の回答について、それぞれ以下のとおり点数を与え、これらを各回答区分の構成比(%)に乗じる算出した。
 「大きく増加(+1)」「増加(+0.75)」「変化なし(+0.5)」「減少(+0.25)」「大きく減少(0)」
 3. 図表中の「3月時点」は2020年1月から3月の所得変化、「6月時点」は2020年3月から6月の所得変化、「12月時点」は2020年6月から12月の所得変化の状況を示している。
 4. (2)における「教育・学習支援業」は学校教育を含む。「製造業」は出版・印刷を含む。「情報サービス・調査業等」とは、情報サービス・調査業、通信情報業を指す。(3)における対面サービス業とは、飲食業・宿泊業、教育・学習支援業、運輸、その他を指す。

(夏の賞与の減少は小幅にとどまるも、冬は減少幅が拡大)

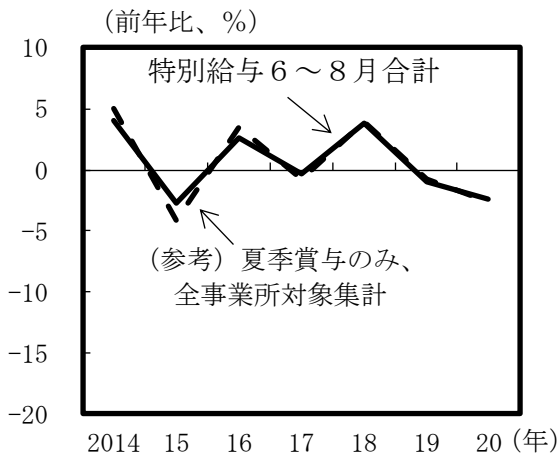
決まって支給される給与だけでなく、いわゆる賞与についても感染症の影響による減少がみられた。2020年の夏の賞与についても一定の影響を受け、毎月勤労統計調査の6～8月の特別給与は前年比2.6%の減少となった(第2-2-3図(1))。産業別にみると、感染症の影響を大きく受けた宿泊・飲食サービス業や生活関連サービス・娯楽業、運輸・郵便業では大きく減少した一方、建設業や教育・学習支援業では増加したこともあり、全体としては小幅な減少にとどまった(第2-2-3図(2))。

夏の賞与の減少が小幅にとどまった理由は、支給金額をその直前の春に決定する企業が多いことがあげられる。同様に、冬の支給金額はその直前の秋に決定する企業が多く、感染症の影響による企業業績の悪化は2020年の冬の賞与に本格的に反映される(第2-2-4図(1))。実際、リーマンショック時もショック発生直後の2008年冬の賞与は小幅な減少にとどまった一方、2009年夏の賞与は14.4%減と大きく減少した(第2-2-4図(2))。毎月勤労統計調査によると、2020年の冬の特別給与(11、12月合計)の前年比はマイナス5.6%と2020年夏に比べて減少幅が拡大する見込みであるが、リーマンショック直後の次期(2009年夏)に比べると減少幅は小さくなるが見込まれる(第2-2-4図(3))。

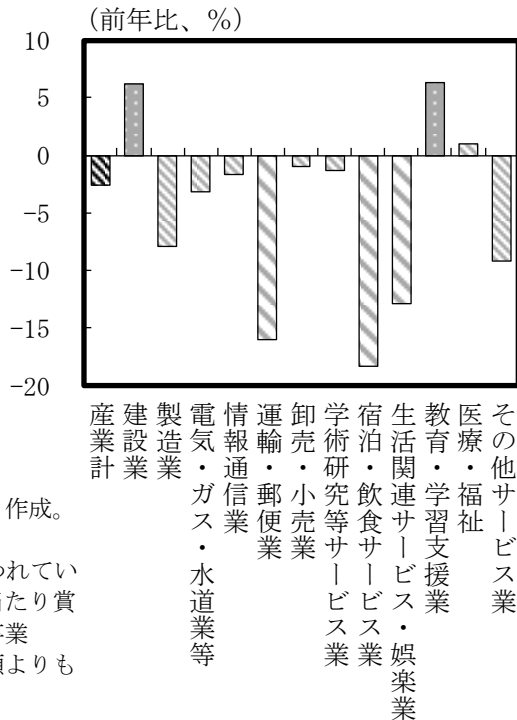
第2-2-3図 夏の賞与の動向

感染症の影響を大きく受けた業種の落ち込みが大きいものの、全体としては小幅な減少に留まる。

(1) 夏季特別給与の推移



(2) 産業別前年比 (2020年6～8月)



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。本系列を使用。
 2. (1)の(参考)は、夏季賞与が支払われていない事業所も含めて集計した労働者一人当たり賞与額の前年比であり、賞与が支給された事業所のみを対象に集計した一人当たり賞与額よりも水準は低い。

第2-2-4図 賞与の決定時期とその影響

2020年冬の賞与は大幅な減少見込み

(1) 賞与要求交渉を行った企業における給付型別割合

各期型	夏冬型	冬夏型	その他
49.7	40.8	3.7	5.8

(2) リーマンショック後と2020年夏の賞与の動向 (特別給与3か月合計)

① リーマンショック直後

	11～1月
2007年冬 (円)	360,367
2008年冬 (円)	353,543
前年比 (%)	-1.9

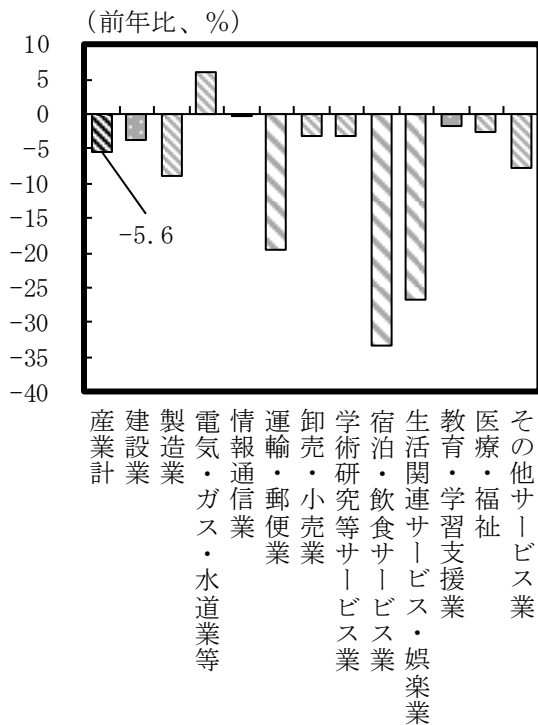
② リーマンショック直後の次期

	6～8月
2008年夏 (円)	330,252
2009年夏 (円)	282,676
前年比 (%)	-14.4

③ 2020年夏

	6～8月
2019年夏 (円)	308,031
2020年夏 (円)	300,076
前年比 (%)	-2.6

(3) 2020年冬の賞与の産業別前年比(11~12月)



(備考) 1. (1) は厚生労働省「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。各給付型の概要は以下の通り。

- ・各期型…その年の夏の賞与交渉(3~5月が多い)においては夏の賞与、冬の賞与交渉(9~10月が多い)においては冬の賞与をそれぞれ決定する方式。
- ・夏冬型…夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定する方式。
- ・冬夏型…冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定する方式。
- ・その他…上記以外の方式。

2. (2) (3) は厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。本系列を使用。

2 家計所得への影響

(世帯主収入が減少するなか、特別定額給付金、配偶者の収入増加が世帯収入を下支え)

総務省「家計調査」により、就業による収入に公的な給付措置等も含めた名目実収入の動向をみると、二人以上の勤労者世帯においては、2020年6月以降、世帯主の収入が減少寄与に転じる一方、世帯主の配偶者の収入が一貫して押上げ・下支えに寄与している。また、特別定額給付金¹⁵が含まれる特別収入が5~7月にかけて世帯収入の増加に大きく寄与した。

(第2-2-5図(1))。また、単身世帯も含めた総世帯のうちの勤労者世帯や無職世帯においても4-6月期、7-9月期に特別収入が世帯収入の押上げに大きく寄与した(第2-2-5図(2)、(3))。なお、前節では、女性就業者の減少、特に配偶者の非労働力化が大きいことを指摘したが、この点と家計調査の配偶者収入の動きの関係については、第3項で考察する。

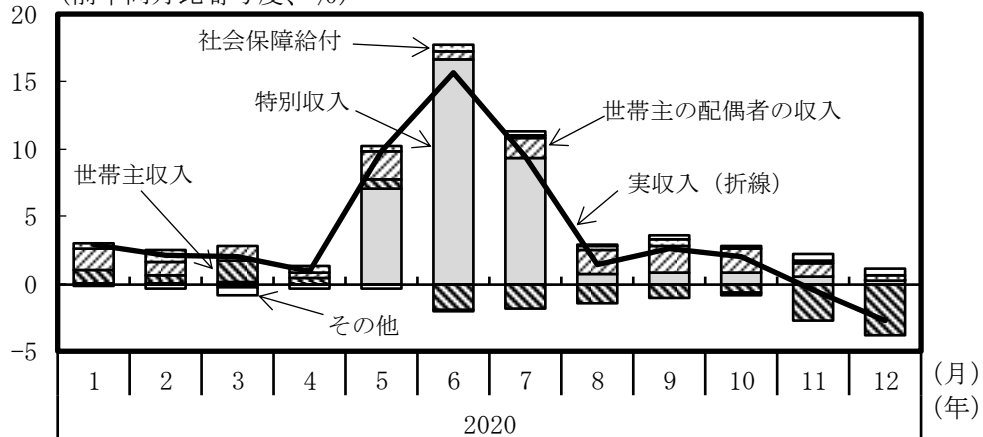
¹⁵ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、一人一律10万円の給付を行うこととされ、対象者は基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者。7月1日時点で9.73兆円(予算額12.73兆円に対して76.4%)が給付され、9月4日時点で12.62兆円(99.3%)が給付された。

第2-2-5図 名目実収入の要因分解

世帯主収入が減少するなか、特別定額給付金、配偶者の収入増が世帯収入を下支え

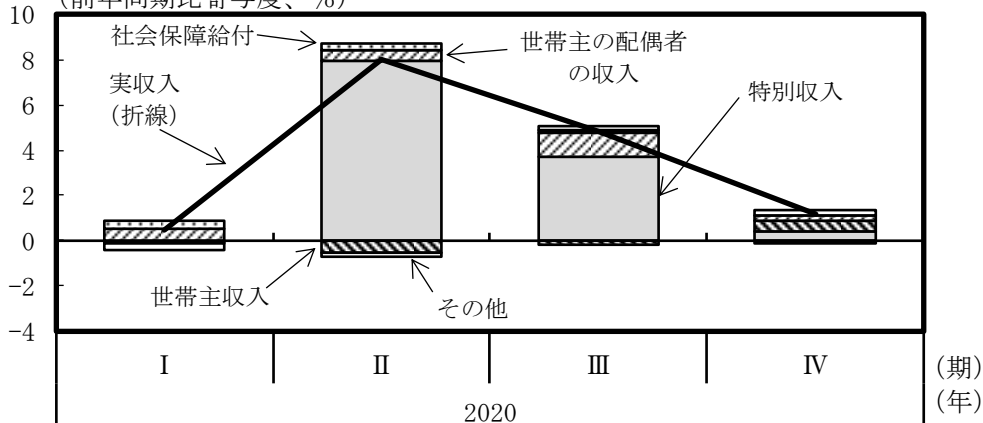
(1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯

(前年同月比寄与度、%)



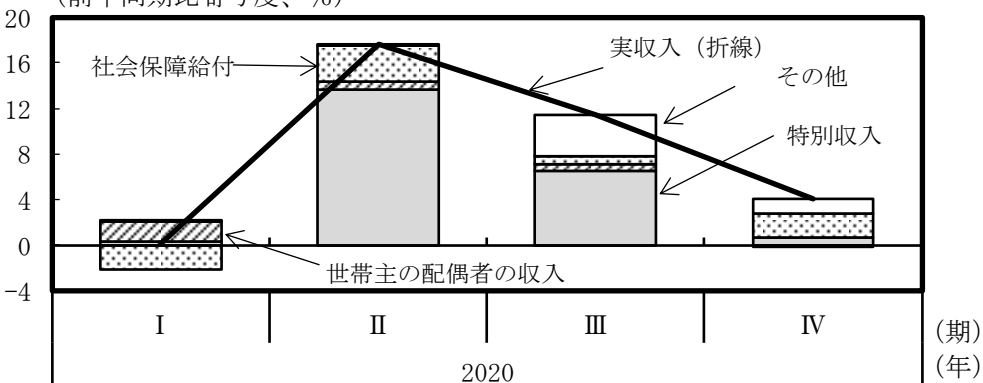
(2) 総世帯のうち勤労者世帯

(前年同期比寄与度、%)



(3) 総世帯のうち無職世帯

(前年同期比寄与度、%)



(備考) 総務省「家計調査」により作成。

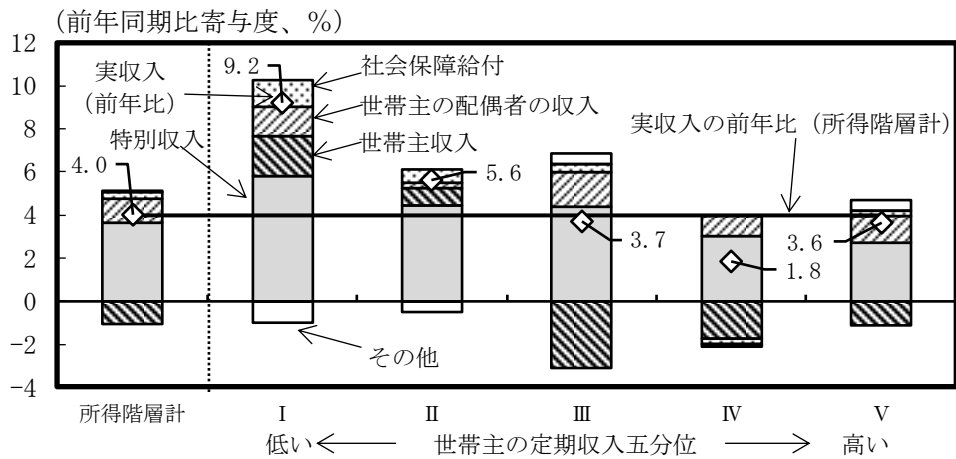
(特別定額給付金は所得の低い層の所得増に大きく寄与)

2020年の名目実収入は前年比4.0%増となっているが、所得階層別にみると、所得の最も低い層(第I層)では同9.2%増、第II層で同5.6%増、第III層で同3.7%増、第IV層で同1.8%増、そして最も所得の高い層(第V層)で同3.6%増となっている。世帯主の収入も世帯主の配偶者の収入についても、第I層、第II層ではプラスの寄与となっており、また、一人当たり定額が給付された特別収入(特別定額給付金)の寄与度は、低所得層ほど大きくなっている。特に、給付が集中した5~7月は、特別収入の寄与度が際立っており、感染症の影響により経済活動が抑制される中、低所得層を中心に生活の安心確保につながったものと考えられる(第2-2-6図(1)、(2))。

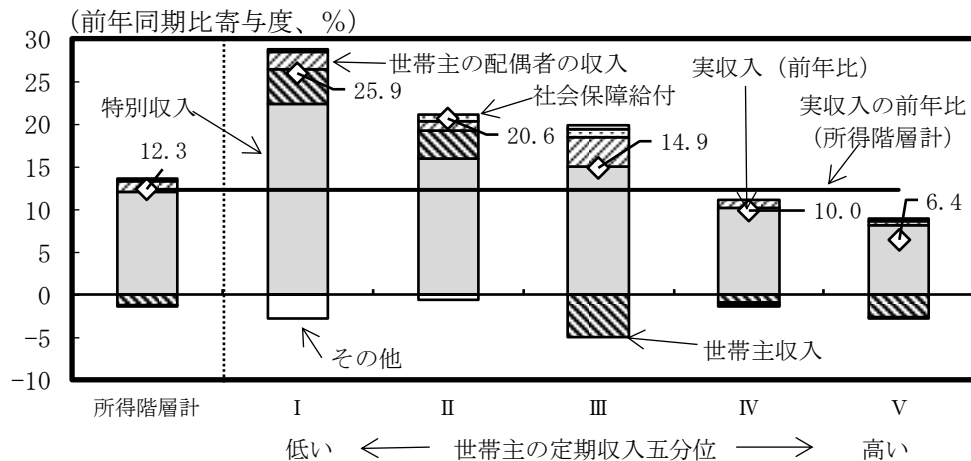
第2-2-6図 所得階層別の名目実収入

特別定額給付金は所得の低い層の所得増に大きく寄与

(1) 2020年1月~12月の実収入の動向



(2) 2020年5月~7月の実収入の動向

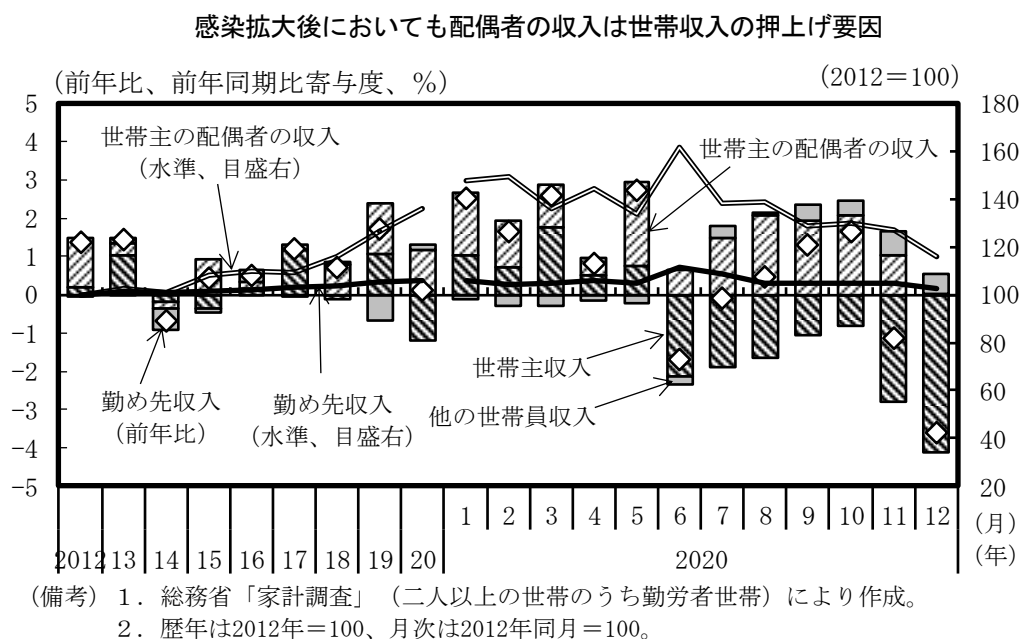


(備考) 1. 総務省「家計調査」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)により作成。
 2. 定期収入は、毎月決まって支給される現金給与等(住居手当、地域手当などを含む)。
 3. 2020年平均の所得階層別の世帯人員数は、第I層2.87人、第II層3.21人、第III層3.44人、第IV層3.50人、第V層3.50人となっている。

(感染拡大後においても配偶者の収入は世帯収入の押し上げ要因)

配偶者の収入の寄与を確認するため、特別定額給付金の影響が含まれない世帯の勤め先収入の動向をみると、2018年以降、配偶者の収入は世帯主の収入を上回る伸びを示す傾向にあり、世帯の勤め先収入の押し上げ・下支えに寄与している。感染症の影響により世帯主の収入が減少に転じた2020年6月以降においても、配偶者の収入はプラスに寄与し、8月～10月は、世帯主収入の減少を上回る寄与を示した(第2-2-7図)。

第2-2-7図 世帯の勤め先収入における配偶者収入の寄与



3 女性の就業と所得

(配偶者の中でも、パート・アルバイトが大幅に減少する一方で、正規雇用は増加)

これまで総務省の「家計調査」を用いながら、配偶者収入が世帯所得を押し上げていると指摘してきたが、前節で用いた総務省「労働力調査」では、続柄上は配偶者である就業者数は、前年より減少していることが示されていた。一見矛盾する現象の背後では、どういった変化が生じているのだろうか。

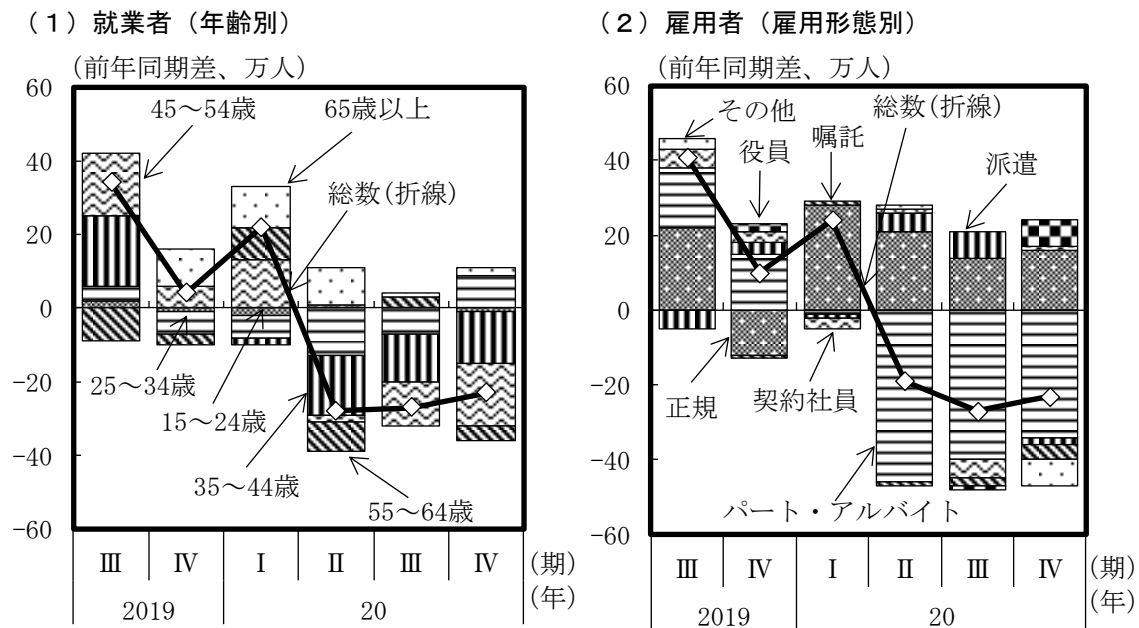
具体的には、配偶者の続柄にある女性の就業者数は、2020年4-6月期は前年差28万人減と1-3月期の前年差である22万人増から大幅に減少し、7-9月期、10-12月期にお

いても減少幅はほぼ横ばいとなっている¹⁶。年齢別にみると、55～64歳の前年差が1～3月期の9万人増から、4～6月期は8万人減と大幅に減少し、45～54歳、35～44歳も大幅に減少している（第2-2-8図（1））。

他方、雇用形態別に雇用者数の動向をみると、パート・アルバイトが4～6月期に前年差46万人減と1～3月期の1万人減から減少幅が大幅に拡大し、その後、減少幅は縮小傾向にあるものの、10～12月期には前年差34万人減となっている。一方、正規雇用は増加幅が減少したものの、4～6月期は前年差21万人増と1～3月期に続いて増加し、その後も増加が続いている（第2-2-8図（2））。さらに、産業別に就業者数の動向をみると、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業で前年同期差の減少幅が1～3月期から拡大したほか、製造業、情報通信業では前年同期差は1～3月期の増加から4～6月期には減少に転じた（第2-2-8図（3））。

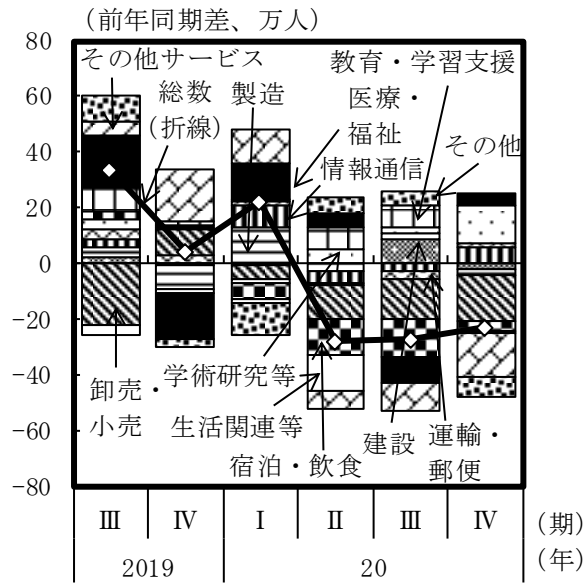
第2-2-8図 女性の配偶者の就業動向詳細

パート・アルバイトが大幅に減少する一方、正規雇用、中高年収層の就業は増加

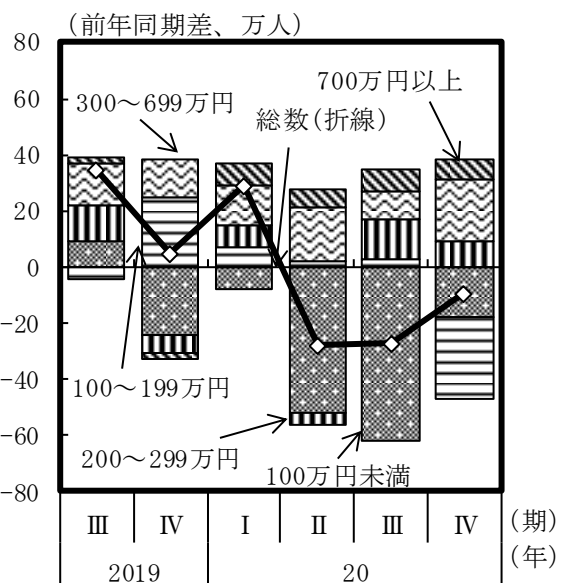


¹⁶ なお、自らが主たる稼得であり、就労の必要性が特に高い世帯主の女性の就業者は4～6月期に減少したものの、7～9月期、10～12月期には前年同期に比べて増加し、また、女性の単身世帯の就業者数も増加している。また、子又は子の配偶者の続柄にある者については、4～6月期、7～9月期にパート・アルバイトや低収入層で就業者数、雇用者数が大幅に減少した。10～12月期には正規雇用者が大幅に減少したが、一部は単身世帯に移行したものと推察される（付図2-6～付図2-9）。

(3) 就業者（産業別）



(4) 就業者（本人の年収別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
 2. 年収は、女性就業者本人が仕事から得た収入(年間)。
 3. (4) 図の総数(折線)は、年収未回答者を含まない値。

(配偶者の中でも、副次的な稼得者の就業が減少する一方、中高収入層の就業は増加)

年収別の動向を就業者数で見ると、100万円未満の層が2020年4-6月期に前年差52万人減と1-3月期の小幅減から大幅に減少した。他方、300万円～699万円の層は4-6月期に前年差19万人増と1-3月期の前年差から増加幅が拡大し、その後も前年差で10～20万人程度の増加となっている。また、700万円以上の層についても、1-3月期以降、前年差8万人程度の増加が続いている(前掲第2-2-8図(4))。

このように、配偶者の続柄にある女性の中でも、感染症の影響により就業者数、雇用者数が大きく減少したのは、接触機会が多いと考えられる対個人向けサービス業である飲食・宿泊業や卸売・小売業等に従事し、年収が比較的低いパート・アルバイトとして働く副次的な所得稼得者層であることがうかがえる。一方で、中高年収層の正規雇用者として働く配偶者は増加傾向が続いている。このため、配偶者の就業者数、雇用者数全体としては前年同期差で減少したものの、正規雇用や中高年収層の増加の効果が上回り、全体として平均的な世帯所得の下支え、増加に寄与しているものと考えられる。

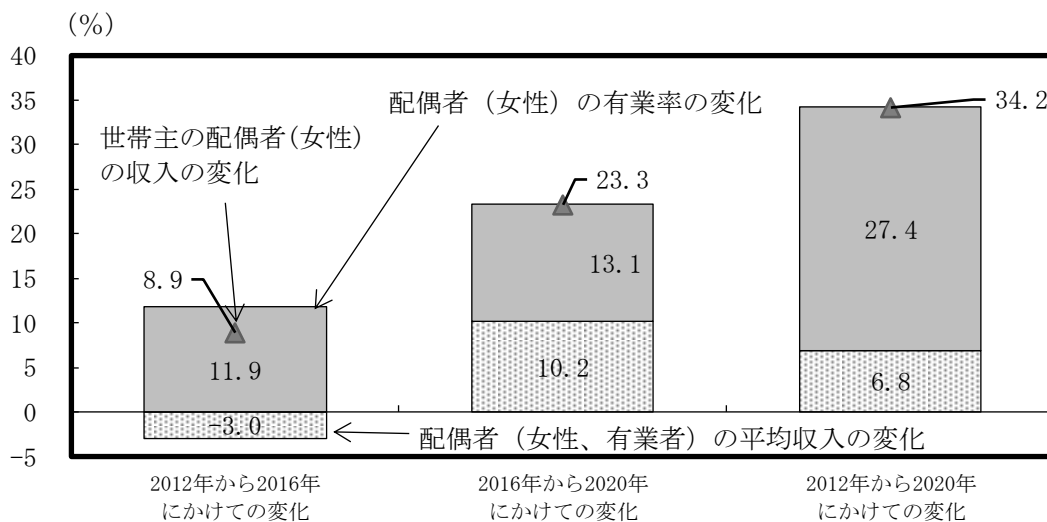
(配偶者の収入増は有業率の上昇と平均収入の増加)

配偶者の収入の動向を総務省「家計調査」で見ると、二人以上勤労者世帯の配偶者収入(女性)は、2012年には月額平均で65,313円であったが、43.2%であった配偶者の有業率が2020年に54.7%と約12%ポイント上昇したこともあり、2020年には月額平均87,666円と34.2%増加している。月額平均の増加を有業率の上昇による効果と有業者一人当たり平均収入の増

加による効果に分解すると、34.2%の増加のうち27.4%が有業率の上昇によってもたらされており、金額換算すると17,884円となった。また、有業者一人当たり平均収入の増加は6.8%の寄与（月額4,469円）となる。8年の動きを期間に分けてみると、2012年から2016年にかけて有業率の上昇寄与が全てを占めており、平均収入の増加はむしろマイナスとなっている。他方、2016年から2020年は、引き続き有業率の上昇がプラスに寄与するのに加え、平均収入もプラスに寄与している（第2-2-9図）。その理由の1つとしては、前掲第2-2-8図（4）で示したとおり、正規化等の動きを背景に、比較的収入の高い雇用者数が増加しているのではないかと推察される¹⁷。

第2-2-9図 配偶者の就業増加の効果

配偶者の収入は、有業率の上昇と平均収入の増加により、8年で月額22,000円程度の増加



- (備考) 1. 総務省「家計調査」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）により作成。
 2. 配偶者の有業率は、「夫婦共働き世帯の世帯数÷勤労者世帯の世帯数」で算出。
 3. 有業率の変化による効果と収入水準の変化による効果が重複する部分については、各効果の量に応じて按分した。

¹⁷ 平均消費性向を用いて、配偶者の有業率や平均収入の上昇によって、世帯当たりの消費をどの程度押し上げたかを機械的に試算したところ、二人以上勤労者世帯の消費額を月額14,000円程度押し上げる結果となった。

コラム2-2 有業率、配偶者収入についての家計調査と労働力調査の比較

家計調査の二人以上勤労者世帯の有業率は、女性の配偶者の就業者数が大きく減少した2020年においても前年から2.5%ポイント上昇し、54.7%となった。詳細に分析するため、労働力調査（基本集計）のデータを活用して、家計調査同様に有業率を算出した。なお、労働力調査では、世帯主に男女の区別がないため、女性が世帯主のケースも含まれる。このため、以下の比較にあたっては、家計調査も配偶者を女性に限定しない有業率を用いている。

二人以上勤労者世帯の配偶者有業率をみると、家計調査、労働力調査いずれも上昇傾向にある。他方、労働力調査の有業率は滑らかな上昇が続いているのに対して、家計調査の有業率は、2014年、17年に前年差マイナスとなるなど振れがみられる（コラム図2-2（1））。この背景には、サンプル数、単位区（調査区）の抽出方法、単位区（調査区）や調査世帯（住戸）の入替方法など統計作成方法の相違が影響しているとみられる。

労働力調査を基に有業率の変化を夫婦共働き世帯数の変化（分子）、二人以上勤労者世帯数の変化（分母、逆符号）に要因分解すると、2020年4-6月期、7-9月期は、分母の二人以上勤労者世帯数も減少したが、共働き世帯数がより大幅に減少したことから有業率は前年比マイナスとなった。ただし、10-12月期の有業率は、共働き世帯数の減少幅が縮小したこともあり、前年比プラスに戻った。この結果、2020年の有業率は前年比でプラスとなっている（コラム図2-2（2））。また、配偶者収入（無業者を含む平均）の動きを比較すると、家計調査では振れがみられるものの、均してみると労働力調査同様に上昇傾向にある（コラム図2-2（3））。

有業率や配偶者収入の動きを分析する際には、統計作成方法の相違も踏まえ、家計調査、労働力調査双方の動きをみていく必要がある。

コラム図2-2 有業率、配偶者収入の推移（家計調査と労働力調査との比較）

